



2007年5月29日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
I D E C 株 式 会 社
代表者役職名 代表取締役会長兼社長
氏 名 船 木 俊 之
(コード番号 6652)
問合せ先
責任者役職名 常務執行役員経営管理担当
氏 名 土 谷 泰 三
T E L (06) 6398-2500

株式会社モリテックスに対する当社株主提案における取締役選任議案の一部撤回について

当社及び森戸祐幸氏（以下「森戸氏」といいます。）が、株式会社モリテックス（以下「モリテックス社」といいます。）に対して、2007年4月19日付で行いました「株主提案」（以下「本株主提案」といいます。）のうち、「取締役選任議案」について、当社及び森戸氏は、下記のとおり、その一部を撤回（以下「本一部撤回」といいます。）し、モリテックス社が、本一部撤回について同意し、また、同社株主へ送付を予定しておりますモリテックス社第35期定時株主総会招集通知において記載する本株主提案の内容を、修正するよう請求いたしましたので、お知らせいたします。

なお、上記対応は、モリテックス社の本株主提案の取り下げ要求に応えたものではなく、当社として、モリテックス社の株主の皆様へ、本株主提案につき、その趣旨をより理解して頂き、公平なご判断を頂きたく、対応したものであります。

記

1. 本一部撤回の内容

本株主提案の「取締役選任議案」において取締役候補者であった森戸氏が、この度、当社に対して、下記2. 記載の理由により、取締役候補者となることを辞退したい旨を申し入れました。

当社は、当該申入れを検討致しました結果、モリテックス社による2007年4月23日付「当社定時株主総会における株主提案権の行使に対する当社の考え方について」及び2007年5月23日付「当社質問状に対するIDEC株式会社からの回答について」等のモリテックス社の対応状況等に鑑み、当社が訴求している「モリテックス社と当社との業務提携効果を最大限に発揮し、両社の企業価値向上を実現させ、モリテックス社の経営の建て直しを図り、同社を早期に再生する」との趣旨を、モリテックス社株主の皆様にご理解頂くには、森戸氏からの取締役候補者辞退の申入れを受入れることが、最善であると判断致しました。なお、森戸氏の実任取締役候補者辞退に伴い、当社推薦候補者が取締役会の過半数を占めることを避けるために、当社推薦の北山英幸氏も、取締役候補者となることを辞退しております。

したがって、当社は、モリテックス社に対して、本株主提案のうち、「取締役選任議案」について一部を撤回し、同議案については「取締役8名選任の件」から「取締役6名選任の件」とし、その候補者はつぎのとおりとすることに同意するよう求めたものであります。

(取締役候補者)

船木 俊之	I D E C (株) 代表取締役会長兼社長
土谷 泰三	I D E C (株) 常務執行役員・社長室／経営管理担当
藤田 俊弘	I D E C (株) 常務執行役員・技術戦略担当、技術本部長
植田 徹	(株) 東北モリテックス代表取締役兼モリテックス香港社長
西田 秀一	(株) モリテックス取締役
小口 隆義	(株) モリテックス・プレジジョン代表取締役

2. 森戸氏が取締役候補者となることを辞退した理由

当社は、光学応用機器分野における森戸氏の技術面での洞察力、先見性を評価して、当社と森戸氏とによる本株主提案において、モリテックス社再生に向け側面から支援して頂くため、顧問的な立場での取締役就任を、同氏へ要請しておりました。

また、森戸氏は、ひとえに、モリテックス社の再生のみを願っており、そのために、創業時の原点に立ち返り、技術力の強化を中心に、側面から支援したいとの一念により、経営の執行には関与しないことを条件として、取締役候補者となることに同意しました。

しかしながら、本株主提案以降のモリテックス社は、森戸氏が創業者としてモリテックス社を東証一部上場企業へと成長させた功労者であることには何ら触れず、他方、ビーズ事業失敗は同氏にその責任があるとする公表を行うなどして、モリテックス社の再生及び企業価値向上に向けた提案としてなされた本株主提案について、あたかも違う印象を、モリテックス社株主の皆様へ与えようとしております。

森戸氏としては、こうした状況を憂慮し、モリテックス社再生のみを願い、株主の皆様にも、公平かつ客観的なご判断を行って頂きたく、取締役候補者となることを辞退された次第であります。

3. モリテックス社に対し求めている招集通知の記載修正内容

以上にに基づき、当社及び森戸氏は、モリテックス社に対して、同社第35期定時株主総会の招集通知への当社及び森戸氏共同の株主提案の記載は、つぎのとおりとするよう、要求しております。

- 当該株主提案による取締役選任議案は、「取締役6名選任の件」とすること。
- 参考書類に記載する取締役候補者リストより、「森戸祐幸」及び「北山英幸」を削除すること。

4. 今後の対応

当社及び森戸氏は、本一部撤回につき、モリテックス社に同意いただけるものと理解しておりますが、万一、モリテックス社が、本一部撤回に同意しない場合は、本株主提案の変更ができないことから、森戸氏及び北山氏を取締役候補者に含めた当初の株主提案を維持いたします。もともと、かかる場合であっても、森戸氏及び北山氏は、モリテックス社の取締役に選任されたとしても、取締役に就任しない旨表明していることから、当社としては、森戸氏及び北山氏が取締役に就任することはないものと理解しております。

以上